2024年度

一般社団法人県連総会用

**総会での委任状の取扱いについて**

　一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟社員総会時の「委任状」の取り扱いについて、以下の通りといたします。

1. **「加盟団を代表する各団1名の加盟員」（定款第9条）の委任**

かねて届け出ていただいた「団を代表する加盟員」が欠席される場合は、総会で議決権を持つ方（社員）に限り、委任先とすることができます。

* 議決権を持つ社員とは、県連理事、監事や任意の役員（連盟長、副連盟長、県副コミッショナー、名誉会議議員など）を指します
* 上記社員でない団内の方（副団委員長や団内の指導者等）が総会に出席されるときは、委任ではなく総会までに「団を代表する加盟員の変更」（社員の変更）を届け出ていただく必要があります

1. **委任先名が職名だけの委任状**

委任先の個人名が特定できる場合は、有効とします。

ただし、「書記」などのように総会当日の出席者の中から選出されて、初めて委任先が特定されることになるケースは無効とします。

* 有効とする例：　委任先名に「議長（定款上、理事長があたる）」や「副連盟長」などのように個人名が特定できる委任は有効とします。

1. **委任受けた社員の欠席**  
   委任先人の欠席は、出席者カウント、議決権行使ともに無効とします。
2. **自身の氏名が無記入の委任状**  
   委任状に委任元の氏名の記入がないものは、委任を無効とします。
3. **委任先名が無記入の委任状**委任状に自身（社員）の名前が記入されていて、委任先名が無記入の場合は、出席者としてカウントしますが、議決権の行使はできないものとします。

以　　上